

地震防災対策に係る主要課題について

平成13年11月16日

厚生労働省

Ⅰ. 地震防災対策を推進するに当たっての主要課題

災害予防

- 災害時の医療体制の確保及び迅速な情報収集体制の整備
- 高齢者等の災害弱者に供される社会福祉施設等の安全性の確保
- 災害時等における水道水の安定供給の確保

災害復旧

- 被災した水道施設、医療施設・社会福祉施設等の早期復旧

Ⅱ. 課題の解決に向けて実施している施策、
実施しようとしている施策

災害予防

- 災害時医療体制の確保
 - ・災害拠点病院の整備
- 迅速な情報収集体制の整備
 - ・「広域災害・救急医療システム」の整備
- 施設等の安全性の確保
 - ・医療施設、社会福祉施設等の耐震化等の推進
- 水道水の安定供給の確保
 - ・緊急時に対応するための給水拠点の確保・大容量送水管の布設
 - ・地震による管路の折損事故等に対処するための老朽管更新事業の推進

災害復旧

- 被災した各施設の復旧
 - ・水道施設、医療施設・社会福祉施設等に係る復旧事業を実施

Ⅲ. 委員からの指摘事項

○ 災害時医療について

■ 災害時医療体制の確保

災害時における医療を確保するため、

- ・災害時に多発する多発性外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療
- ・患者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応
- ・自己完結型の医療救護チームの派遣
- ・地域の医療機関への応急用資器材の貸し出し

等の機能を有した災害拠点病院を平成8年度より整備している。

基幹災害医療センター52病院
地域災害医療センター479病院（重複5病院を含む）

■ 迅速な情報収集体制の整備

初期救急医療体制を確立するため、災害拠点病院等の医療施設ごとに

- ・稼働状況
- ・医師・看護婦等スタッフの状況
- ・ライフラインの確保状況
- ・医薬品の備蓄状況

等の各種情報を速やかに収集し、関係者（都道府県、消防本部、医療機関等）に提供するための「広域災害・救急医療システム」の整備を図っているところである。

○ 所管施設の耐震化について

■ 施設の耐震化について

- ・地震対策緊急整備事業計画や地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、医療施設、社会福祉施設等の耐震化の推進を図っているところである。（別紙1及び別紙2参照）

医療施設の耐震化関係事業

- 災害時における医療確保のため、地域の拠点となる災害拠点病院の補強に対する耐震化事業

・基準額 2,300㎡(基準面積)×38,000円

・補助率 1/3

※12年度実績・・・6件 13年度実績・・・6件

- 平成7年に施行された地震防災特別措置法第2条に基づいて、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設に対する耐震化事業

・基準額 2,300㎡(基準面積)×38,000円

・補助率 1/3

- 築後概ね25年以上経過した病院の建て替えについて、一定の条件のもと補助をする医療施設の近代化施設整備事業

・基準額 7,500㎡(最高面積)×別途定めた単価

・補助率 1/3

※12年度実績・・・238件 13年度実績・・・174件

- 社会福祉・医療事業団の融資において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条第3項に基づき、所管行政庁(都道府県等)から耐震改修の認定を受けた事業者についての低利融資

・貸付利率 1.5%(平成13年11月2日現在)

・限度額 7億2千万円

社会福祉施設の耐震化関係事業

○ 老朽民間社会福祉施設の改築整備の促進

社会福祉法人が設置する施設で、老朽化が著しく入所者の防災対策上、万全を期しがたいものについて、入所者の安全性を確保するため、国庫補助に当たって優先的に採択するとともに、社会福祉法人が整備にかかる費用を社会福祉・医療事業団から借り入れた場合、無利子融資等の措置を講じている。

・補助率：国 1／2

都道府県（指定都市、中核市を含む） 1／4

社会福祉法人 1／4

※ 12年度実績・・・260件 13年度実績・・・198件

○ 耐震化のための補強改修

社会福祉施設の「大規模修繕等整備」において、耐震化の促進を図るため、地震防災対策上必要な補強改修工事を対象としている。

・補助率：国 1／2

都道府県（指定都市、中核市を含む） 1／4

設置者 1／4